平成２８年労第３９号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２　経　　過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のＢ会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年○月○日までC所在のＤ工場において実地研修を受け、同年○月からＥ所在の会社Ｆ工場（以下「事業場」という。）において、太陽光発電機器の製造におけるリアクトル工程の作業、基板受入検査工程の作業、ゴムブッシュ工程の作業に従事していた。

請求人によれば、ゴムブッシュ工程の作業を連続して行ったことにより、両親指、手首及び肘の腱鞘炎を発症したという。

請求人は、平成○年○月○日、G病院に受診し、「右手関節周囲炎」と診断された。

請求人は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　　点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実の認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）本件の療養補償給付請求に係る傷病名は、療養補償給付たる療養の給付請求書（以下「請求書」という。）に記載された平成○年○月○日発症の右手関節周囲炎のみであって、診療費請求内訳書（以下「内訳書」という。）にも、当該傷病名以外に確定診断された傷病名は記されていない。

この点、H医師作成の平成○年○月○日付け診断書には、同年○月○日に右手関節周囲炎、同年○月○日に左母指関節症、さらに、同年○月○日（当日は請求人の診療を行っていないので、同月○日の誤りと思われる。）に左手関節周囲炎と診断した旨記載されているところ、G病院の外来診療録を見ると、同年○月○日には、左母指ＩＰ関節からＣM関節までの疼痛、右手関節尺側の疼痛が出現し同病院を受診した旨、また、H医師が左母指関節症と診断した同年○月○日には、「前回（同年○月○日）と同様の症状、投薬で。」との記載が認められる。

上記H医師の診断書及び診療録の記載内容を踏まえると、当審査会としては、請求人は同年○月○日に右手関節周囲炎及び左母指関節症（以下「本件傷病」という。）を発症したものとみるのが妥当であると判断する。

なお、請求人は、会社に雇用され作業に従事して以降、順次、右手母指や右手首、左手母指や左手首に痛みが発現した旨の主張をしているが、平成○年○月○日に発症ないしは発症したとみるべき本件傷病以外の傷病については、請

求書及び内訳書に記載がなく、また、発症日も異なることから、本件において判断の対象とはならないものである。

（２）請求人に発症した本件傷病は、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が策定した「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成９年２月３日付け基発第６５号。以下「認定基準」という。）の対象疾病と判断されることから、以下、認定基準に基づき検討すると、次のとおりである。

ア　請求人は、平成○年○月に事業場に配属されて以降、本件傷病を発症するまで、ゴムブッシュ工程の作業や基板受入検査工程の作業に継続して従事しており、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、認定基準に示された「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。」との要件を満たすものと判断する。

イ　本件傷病発症直前おおむね３か月における請求人の作業実態からみて、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、認定基準に示された「発症前に過重な業務に就労したこと。」との要件は満たさないものと判断する。

なお、請求人作成のメモ帳を精査したが、前記の「発症前に過重な業務に就労したこと。」との要件を満たす状況は確認できなかった。

ウ　本件傷病と業務との因果関係について、H医師は、平成○年○月○日の労働基準監督署担当官との面接において、請求人に発症した関節炎の発症原因は仕事以外の様々な要因が考えられ、日常生活でも起こるため、仕事が原因とすることは困難であると請求人に対し説明している旨述べ、Ｉ医師は、同年○月○日付け意見書において、過去の既往歴、手指の治療歴、職歴を考えると、様々な要因で発症したものであり、主治医の診断、Ｘ線、療養歴を勘案し、今回の業務により発症したものとは認められない旨述べている。これら医師の意見を踏まえると、当審査会としても、認定基準に示された「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。」との要件は満たさないものと判断する。

エ　以上のことからすると、本件傷病は認定基準の要件を満たしているとはいえず、したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、本件公開審理において、以前の業務から部品を加工する業務に変わり、肩が張る、頭が痛いという症状が出るようになった旨主張す

るが、本件請求において判断すべき傷病とは認められない。

3　以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。